目標達成に向けた取組の方向性にかかる報告について

施設園芸等燃油価格高騰対策事業においては、毎事業年度末（９月頃）に、実施状況報告書（別紙様式第３号）をご提出いただくこととなっており、その中で、事業年度末において目標未達成の場合は達成に向けた取組の方向性についても報告の必要があります。

　また、施設園芸等燃料価格高騰対策Q&A（令和６年６月版、農水省作成）の「省エネルギー対策推進計画関係－No.28」では、

15％削減に未達だった場合は、実施状況報告書において、「達成に向けた取組の方向性」を報告してもらうこととなっており、その際には、 適切に計画に取り組んだことを明示するとともに、気象条件、社会経済的要件等から未達となった要因を考察してもらうこととしております。そのため、15％削減に未達だった支援対象者が引き続き本対策に加入する場合は、上記考察を踏まえた上で、新たな計画を立てて下さい。

とされており、１期目において目標未達成の団体については、２期目の計画審査に当たっては、「達成に向けた取組の方向性」についても確認が必要です。

このため、２期目に継続申請される団体のうち、１期目の実績が目標未達成の団体については、実施状況報告書の提出に先んじて、裏面の内容について２期目の計画申請時に必ず提出してください。

目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性

|  |
| --- |
| （１）実施した・達成した取組（２）実施できなかった・成果未達の取組（３）（２）の理由・要因（４）２期目に向けて（３）を解決する見通し・方法（５）２期目でのさらなる１５％削減のために取り組む方向性　　（２期目計画に記載する取組について記載して下さい） |

目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性　（記載例）

|  |
| --- |
| （１）実施した・達成した取組団体としては約１０％の削減にとどまったが、チェックリストの実践、変温管理の実践（２名）、循環扇の導入（１名）により、個人で見れば、１名が20％超、2名が15％超の削減を達成した。（２）実施できなかった・成果未達の取組当初計画したにもかかわらず、* 1. 設定温度の引き下げができなかった者が３名
	2. 設備等について、循環扇の導入ができなかった者が２名、内張資材の多層化ができなかった者が１名

いたほか、* 1. 計画通りの取組を実践したものの削減に至らなかった者が１名

いた。（３）（２）の理由・要因　　①温度の引き下げについては、品質・収量に影響がみられたため、中止した。　　②設備導入の見送りについては、当初計画した時点と比較し、資材価格の上昇等のため、断念した。　　③取組を行ったものの削減に至らなかった理由は〇〇〇や●●●などである。　（４）２期目に向けて（３）を解決する見通し・方法　　①現行品種では設定温度引き下げが困難なため、低温耐性の強い品種に転換する。　　②設備導入に関しては、（Ex.積み立ててきた１期目の補填金）により資金確保ができたため、次期において実施する。　　③取組効果の不足については、要因・問題点の洗い出しを行い、〇〇〇については□□□等の対応、●●●については■■■等の対応が必要なことを団体内で共有するとともに、各自が対応する。（５）２期目でのさらなる１５％削減のために取り組む方向性　　（ヒートポンプの導入計画等、２期目計画に記載する取組について具体的に記載　して下さい）　　 |